

茨城労働局発表

平成23年8月11日(木)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室		
	室長	野口清	
	室長補佐	米山清三	
	電話	029-224-6216	

## 平成23年度茨城県最低賃金額の改正答申について

### 一 茨城地方最低賃金審議会答申 一

茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志 弁護士 以下「審議会」という。)は、本年8月11日(木)「茨城県最低賃金」を「時間額692円」に改正する旨、茨城労働局長(鬼丸 良一)に答申した。

この答申は、現行の時間額690円を「2円」(引上げ率0.29%)引き上げるものである

同審議会は、本年7月12日に茨城労働局長から「茨城県最低賃金」の金額改定の諮問を受け、審議会内に専門部会を設けて公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員によって慎重な調査審議を重ねてきた。今般、同専門部会の報告を踏まえて審議した結果、審議会として上記の結論に達し答申を行ったものである。

最低賃金法に基づく「茨城県最低賃金」は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用される。

なお、一昨年は2円、昨年は12円引上げの答申であった。

茨城労働局長は、この答申を受け、異議申出などの諸手続きを経て茨城県最低賃金を決定し、この決定は10月上旬からその効力を生ずることとなる。